本人等からマイナンバーの提供を受ける場合の**本人確認**について

マイナンバーを記載した各種申請書を受け付ける際など、本人等からマイナンバーの提供を受ける場合、**本人確認の措置**（番号利用法\*第16条）を行う必要があります。

本人確認の措置は以下の２つの措置からなります。

　①番号確認・・・提供を受ける個人番号が正しい番号であることの確認

　②身元確認・・・現に手続きを行っている者が当該個人番号の正しい持ち主であることの確認

また、本人確認の措置は、原則、以下の書類により行います。

(1)**個人番号カード**（うら面：番号確認、おもて面：身元確認）

(2)**通知カード**（番号確認）＋　**運転免許証など**（身元確認）

(3)**マイナンバーの記載がある住民票**（番号確認）＋　**運転免許証など**（身元確認）

のいずれかとなります。

　\*行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律



|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類名称 | おもて面 | うら面 |
| 通知カード |  |  |
| 個人番号カード |  |  |